

税金

日本の税金には、国が課税する国税と県や市町村が課税する地方税があります。国税には、森林環境税、所得税、法人税、相続税、消費税などがあります。地方税には、県税として県民税、自動車税などがあり、市税として市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。

◆市・県民税・森林環境税（国税の所得税含む）

市・県民税・森林環境税は、1月1日現在、太宰府市内に住んでいて、前年中に収入のあった方に課税されます。

現在収入のない方でも、前年に収入のあった方は、その収入に応じて課税されます。

職場の給与から天引きされ会社等が支払う場合は、6月～翌年5月まで毎月、個人支払の場合は、6月、8月、10月、1月の4回の納期に分けて納付します。海外に転出された方でも、その年の1月1日に太宰府市に在住されていた方は、太宰府市で課税されます。

森林環境税は2024年度からはじまった新しい税で市・県民税と併せて課税される国税です。また、市・県民税と同じように、1月から12月までの1年間の収入に対して、国税である「所得税」が課せられます。その期間中に一時期日本を離れていても、確定申告をしなければなりません。アルバイト等の賃金から所得税が徴収されている場合には、税務署で確定申告をすると一部の所得税について還付の対象になることがあります。

所得税は自己申告制です。確定申告は、2月16日から3月15日の間に行います。収入源が正規の雇用主からの給与だけの場合、また年末調整が雇用主によって行われる場合には個人的に確定申告をする必要はありません。

市・県民税に関するお問い合わせ

太宰府市役所 税務課 TEL:092-921-2121 E-mail: zeimu@city.dazaifu.lg.jp
所得税に関するお問い合わせ 筑紫税務署 TEL:092-923-1400

◆固定資産税

その年の1月1日現在に太宰府市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。4月、7月、9月、12月の4回の納期に分けて納付します。

固定資産税に関するお問い合わせ

太宰府市役所 税務課 TEL:092-921-2121 E-mail: zeimu@city.dazaifu.lg.jp

◆軽自動車税（環境性能割・種別割）

軽自動車税（環境性能割）は、三輪以上の軽自動車の取得に対して、課税される税です。軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や自動二輪、軽自動車などを持っている方に課税されます。

なお、排気量660ccを超える自動車に対しては、県税である自動車税が課税されます。

軽自動車税（種別割）に関するお問い合わせ

太宰府市役所 税務課 TEL:092-921-2121 E-mail: zeimu@city.dazaifu.lg.jp
自動車税（軽自動車等を除く）及び軽自動車税（環境性能割）に関するお問い合わせ
筑紫県税事務所 TEL:092-513-5573